

## 阿賀野市規則第11号

### 阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則（平成27年阿賀野市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第10条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第12条第1項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条第1号」に改める。

第17条第3項中「第16条第1項」を「第16条第4項」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

教育・保育給付認定保護者が2人以上の子どものを監護している場合は、その出生の最も早いものから順次に数えて、第2子以降の負担額算定基準小学校就学前子どもである満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額を零とする。

第19条の2を削る。

第25条の見出しを「助成対象者及び助成の額」に改め、同条中「保護者に係る世帯収入が500万円以下の場合において、2人」を「保護者が2人」に改め、「認定子ども」の次に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに掲げる者を除く。」を加え、「月額4,700円」を「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第28条の2に規定する副食費徴収免除加算の単価」に改める。

第28条の見出し中「免除」を「助成決定」に改め、同条中「副食費の免除決定」を「第25条による副食費の助成決定」に改める。

第30条第2項中「機関」を「期間」に改める。

第33条中「第28条第6項」を「第28条の6第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

別表備考第4項中「とし、次年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育・保育給付認定子どもは、0円」を削る。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。